

中小企業者に利子補給と保証料補給を実施します

市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者が、経営安定化を図るため、指定する金融機関から融資を受けた場合に、利子補給および保証料補給を行います。

■補給対象者 次の①から③全ての条件を満たす者①中小企業基本法第2条などに定める会社および個人で、市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる②納期の到来した市税を完納している③中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または第6項の認定を受けている

■補給対象融資 令和2年3月1日から3年1月31日までに、次に記載する実施機関の指定金融機関から受けた融資

■実施機関(金融機関)・融資
▼(株)日本政策金融公庫(金融機関)・(株)日本政策金融公庫

① 衛生環境激変特別貸付② 経営環境変化対応資金③ 新型コロナウイルス感染症特別貸付④ 小規模事業者経営改善資金特例措置

▼岩手県(金融機関)・(株)岩手銀行、(株)北日本銀行、盛岡信用金庫) 県新型コロナウイルス感染症対策

マイナポイントを使ってお得に買い物しませんか

国では、9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、マイナポイント事業を行う予定です。

■マイナポイント キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をするともらえる、1人当たり上限5千円分のポイントです。ポイントは選択した対象キャッシュレス決済サービスに対応する店で使え、市内でも100以上の店で使用可能です。(詳細は、<https://mynumber-card.point.soumu.go.jp/>)

■カードの交付 申請後、カードの交付まで1カ月ほどかかります。カード交付の準備ができ次第、交付通知書(はがき)を送付します。

■申し込み方法 カードを使用し、マイキーIDの設定を行います。7月から順次マイナポイントの申し込みを行い、9月からマイナポイントを取得、使用できます。マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)は申し込みが開始されている、スマホから行えるほか、市役所および各総合支所でも設定支援をしています。

■問い合わせ先 ▼コールセンター

資金

▼八幡平市(金融機関)・県の金融機関と同じ。ただし市内の支店のみ)

■補給額 補給対象融資を受けた場合に事業者が負担した利子および保証料について市が全額補給

■補給期間 補給対象融資返済期間の全期間

■申し込み 融資実行日から30日以内に申請書と添付書類を市商工観光課に提出

▼添付書類 ①補給対象融資の契約書の写し②償還予定額が確認できるもの③納税証明書の写し

■請求 利子および保証料の補給は年2回(4月から9月を上期、10月から3月を下期)。上期および下期末日から30日以内に請求書と添付書類を市商工観光課に提出

▼添付書類 各金融機関が発行する支払証明書(利子・保証料)

■問い合わせ先 商工観光課商工労働係(☎・内線1318)

焼走りマラソン全国大会開催中止を決定しました

7月5日(日)に開催を予定していた第29回岩手山焼走りマラソン全国大会は、新型コロナウイルス感染症

(☎・0120・95・0178)ダイヤル後、5番を選択▼企画財政課秘書政策係(☎・内線1213)

いわて男女共同参画のイベントを開催します

県男女共同参画センターでは、県民参加のもと男女が尊重し合い、共に参画する社会の実現を目的に、フェスティバルとサポーター養成講座を開きます。

■いわて男女共同参画フェスティバル

▼日時 6月20日(土)午前10時から午後3時半まで

▼場所 アイーナ

▼内容 特定非営利活動法人東京レインボープライド・共同代表理事杉山文野さんによる講演など

■いわて男女共同参画サポーター養成講座

▼期間 6月20日(土)から11月中旬までの全5回12講座

▼内容 男女共同参画の基礎知識、息子介護や育児、DV防止、復興・防災など

▼受講料 無料(ただし、資料代実費1500円がかかります。)

■申込期限 5月25日(月)

■申し込み先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1144)

拡大が懸念されることから、中止します。

申し込み済みの参加料は、準備が整い次第、個別に案内をして返金します。

■問い合わせ先 地域振興課スポーツ推進係(☎・内線1152)

生涯学習人材バンク登録者を募集します

市は、生涯学習人材バンクの登録者を募集しています。

生涯学習人材バンクとは、多様な知識や技能を持った人の情報を登録・公開し、地域や団体の生涯学習活動の講師・指導者として活躍していただく制度です。

■登録方法 生涯学習人材バンク登録申請書を地域振興課へ提出してください。申請書は、市ウェブサイトでダウンロードするか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターから交付を受けてください。

■登録情報の公開 登録情報を取りまとめた後、市ウェブサイトで公開するほか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターで閲覧することができます。

■問い合わせ先 同センター(☎・019・606・1761)

コミュニティバス利用料を減免しています

市は、次のいずれかに該当する人のコミュニティバス利用料を半額に減免しています。

■対象者 ①身体障害者手帳の交付を受けている②知的障害者療育手帳の交付を受けている③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている④児童福祉法に規定する諸施設により養護等を受けている⑤常時介護または養護などを要する⑥④⑤までに掲げる人の介護または養護を行う⑥運転経歴証明書の交付を受けている(最初の交付日から1年間に限る。)

※運転免許証の返納時に証明書の交付を申請してください。

■問い合わせ先 地域振興課地域振興係(☎・内線1146)



■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1142)

製造事業所を対象に工業統計調査を実施

2020年工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、令和2年6月1日時点で行います。

この調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的とし、統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料となるほか、民間企業や大学など国民生活の幅広い分野で活用されますので、調査に協力してください。

■調査期日 6月1日

■調査周期 毎年

■問い合わせ先 総務課情報統計係(☎・内線1241)



人材・青少年育成のため補助金を活用しましょう

市は、人材・青少年の育成に係る研修、交流事業に対する経費の一部を予算の範囲内で補助しています。

①研修会等開催事業

各種団体が、その分野の人材を育成するために研修会や講演会などを開催(参加者からの会費などによる収益を差し引いた経費のうち、2分の1に相当する額以内で50万円を上限)

②国内外研修事業

個人が、市内の団体や国、県などの主催する研修会(国外を含む)に参加(個人が支払う経費で直接研修に要する費用の2分の1に相当する額以内で10万円を上限)

③青少年派遣研修事業

20歳未満の青少年を市長が認める研修に派遣(派遣される青少年が負担する経費のうち、2分の1に相当する額以内で1人につき25万円を上限)

④国際交流事業

団体が、国際親善、国際理解のために国際交流事業を実施(事業実施団体に支援金として50万円を限度に補助)

■申込期限 事業実施の1カ月前

■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1142)